

食品営業許可書は

原則 窓口交付

郵送を希望する場合は以下のとおり、お願いいたします。

● 窓口交付の場合



検査完了時にお渡しする
引換書と交換で許可書を交付します。

※引換期間内に、保健所の窓口までお越し下さい。

● 郵送を希望する場合

許可申請時もしくは検査時に

あらかじめ宛先を記入した

レターパックプラス又はレターパックライト

を提出してください。

※レターパックプラス・レターパックライト以外の郵送は行いません。

